

甲賀の文化財 檜尾神社

甲南町池田にある檜尾神社は、平成二十五年から四年計画で保存修理事業が行われています。檜尾神社は天津彦彦火瓊杵尊を祭神としています。社伝によれば、炎の尾を垂れ給うたので火尾とい、「火尾神社」の社号がつけられ、その後火災が多いため「檜尾神社」と改めたところ、火災が止んだと伝えられ、以降、火災除け、方除の神として信仰を集めています。平成元年に滋賀県の有形文化財に指定された本殿は、江戸時代宝永三年（一七〇六）に建立されました。前室をもたない三間社流造で、正面には軒唐破風を付け、松皮葺の屋根となっています。組物には、彩色が施され、全体に装飾の多い華やかな建築意匠です。今回の事業は建立以来三〇〇年ぶりの大規模な修理事業で、松皮葺屋根・木部・基礎を一旦全解体し、腐朽・破損した部材の補修・取り替え後に組み立てを行います。修理現場では、補修等を終え、現在組み立て作業を行っています。文化財修理の重要な点は全てを新しい木材や材料に変えるのではなく、使用できる部材は極力残し、繕いながら修理をするところ

です。これは後世に文化財の価値を継承するための文化財独特の修理方法です。檜尾神社は元々建立当初の材木が極めてよく残っており、建立時の形式をよく伝えていることから、これからも守っていききたい甲賀市の文化財の一つです。今年十一月には修理現場見学会が行われ、普段は見ることのできない修理途中の様子を間近に見ることのできる貴重な機会となりました。修理事業は平成二十八年度に完了の予定となっています。鮮やかな彩色や腐食した材木がどのように修復されるのか、完了が待ち遠しいものです。



檜尾神社修理の様子

歴史文化財課
086-80026 / 086-8216

農業施策に関する建議書を提出

市農業委員会は、農業者の公的代表機関として、農業の振興と農業者の経営安定のため、市の農業施策に関する建議書を中嶋市長へ提出しました。

建議書は、農業に関する課題を検証し、農業者の意見を集約したもので、遊休農地対策や担い手の育成、有害鳥獣対策などを市の農業施策に反映させることを求めています。*建議書の詳細は、市ホームページの農業委員会のページをご覧ください。



▲中嶋市長に建議書を提出する農業委員会の福本会長

農業委員会事務局
065-0717 / 063-4601

避難行動要支援者同意者名簿にご登録を

災害時には地域での助け合いが不可欠です。市では、災害時に自力で避難できない方の情報を普段から地域で共有するため、甲賀市地域防災計画に定める対象者に避難行動要支援者同意者名簿への登録案内を行っています。(名簿登録への同意確認) 家族からの支援が難しい一人暮らしの方や、自力で避難することが困難な方は、ぜひ登録してください。

対象の方には、11月下旬にご案内を発送しています。

*同意を得て作成した名簿は、市から避難支援等関係者(区・自治会長(自主防災組織)、消防関係機関、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等)に提供します。
*同意いただくことによって、災害時に必ず避難支援がされるものではありません。

社会福祉課 065-0729 / 063-4085

甲賀消防からのお知らせ



平成27年甲賀消防管内における各種災害の発生件数 (10月末現在)

『風邪やインフルエンザは予防が大切です』

季節性インフルエンザは、毎年冬に流行を繰り返す国内最大の感染症の一つです。これから流行の季節を迎えるにあたり、感染予防に対する取り組みは非常に重要です。

インフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ等の飛沫とともに放出されるウイルスを吸引するほか、手指等を介して口から感染する

経路があります。ウイルスの進入を防ぐためには手洗いやうがい、また十分な休養とバランスの良い栄養をとり抵抗力をつけることが大切です。

風邪やインフルエンザ予防のポイント

- ①外から帰ったら、丁寧に手洗いとうがいをしましょう。
- ②咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュペーパーなどで口と鼻を覆いましょう。
- ③バランスの良い食事と十分な睡眠をとりましょう。

	火災	救急	救助	その他
甲賀市	46	2,940	48	156
前年比	+8	▲183	▲24	+22

問い合わせ
甲賀広域行政組合消防本部 063-7930 / 063-7940

「広報あいこうか」が
ホームページでもご覧いただけます

甲賀市ホームページ <http://www.city.koka.lg.jp/>
甲賀市facebook ページ <http://www.facebook.com/city.koka>



編集・発行

甲賀市役所 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 ☎0748-65-0650 / 0748-63-4554
業務時間 / 8時30分～17時15分(窓口延長日を除く)